

議第 88 号

下呂市介護予防拠点施設条例の一部を改正する条例について

下呂市介護予防拠点施設条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

平成 30 年 6 月 1 日提出

下呂市長 服 部 秀 洋

提 案 理 由

介護予防拠点施設である上呂いきいきプラザについて、公の施設見直し方針に基づき地域に施設を譲与し、地域事情に応じた運用を可能とすることで、より効果的に施設を活用し住民活動の継続を図るため、当該条例の一部を改正するもの。

下呂市介護予防拠点施設条例の一部を改正する条例

下呂市介護予防拠点施設条例（平成16年下呂市条例第96号）の一部を次のように改正する。

改 正 後		改 正 前	
別表第1（第2条関係）		別表第1（第2条関係）	
名称	位置	名称	位置
門和佐高齢者ふれ あいセンター	下呂市門和佐1056 番地1	<u>上呂いきいきプラ ザ</u>	<u>下呂市萩原町上呂 678番地1</u>
名丸ふれあいセン ター	下呂市馬瀬名丸 1631番地3	門和佐高齢者ふれ あいセンター	下呂市門和佐1056 番地1
		名丸ふれあいセン ター	下呂市馬瀬名丸 1631番地3

附 則

この条例は、平成30年7月1日から施行する。

【参考資料】

下呂市介護予防拠点施設条例の一部を改正する条例要綱

1. 改正理由

下呂市介護予防拠点施設である上呂いきいきプラザについて、公の施設見直し方針に基づき地域に施設を譲与し、地域事情に応じた運用を可能とすることで、より効果的に施設を活用し住民活動の継続を図るため、当該条例の一部を改正するものです。

2. 概要

(1) 上呂いきいきプラザを下呂市介護予防拠点施設から除外します。

(別表第1関係)

(2) この条例は、平成30年7月1日から施行します。

(附則関係)